

六ヶ所村産業協議会委員会運営規則

(目 的)

第1条 この規則は、六ヶ所村産業協議会規約（以下、「規約」という。）第22条に基づき、規約第15条に規定にする委員会の運営に必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 規約第3条各号に規定する事業を企画運営するため、複数の委員会を置くことができる。

(委員会の構成員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1)規約第9条に規定する役員
- (2)規約第4条に規定する会員
- (3)その他委員会が必要と認める者

2 委員は、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会は、必要に応じて、関係機関からオブザーバーの参加を求めることができる。

(役員の数及び選任)

第4条 委員会に次の役員を置く。

(1)委員長 1名

(2)副委員長 1名

2 委員長は、第3条第1項第1号に規定する委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長、副委員長は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第5条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 役員の仕事により新たに就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(任期満了又は仕事の場合)

第7条 役員は、その任期が満了し、又は仕事により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(会議の招集)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(雑則)

第9条 この規則の定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

(附 則)

この規約は、令和2年4月1日より施行する。